

2 えひめ環境保全指針

えひめ環境保全指針の概要

(1) 策定の背景と趣旨

今日の複雑多様化する環境問題に対処し、すぐれた環境を次世代に引き継ぐためには、公害対策はもとより、自然環境の保全や快適環境の創造等の諸施策を積極的に展開し、新たな視点に立って総合的かつ計画的な環境政策を推進するとともに、地域においても、環境問題を身近な問題としてとらえ、県民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、互いに協力して環境に配慮した取り組みを積極的に進めていく必要があることから、環境の保全と創造に関する県民、事業者、行政の共通の目標や方針等を総合的に示し、「環境にやさしい愛媛づくり」を目指すために策定している。

(2) 策定の経緯

平成4年12月に、学識経験者や関係団体の代表等で構成する愛媛県環境保全推進協議会（平成2年10月設置）の中に環境保全指針策定特別専門部会を設置し、指針の基本的な考え方や基本方針等について検討を行い、平成7年3月指針案をとりまとめ、愛媛県環境審議会へ諮問し、その答申を受けて、同年5月に指針を策定している。

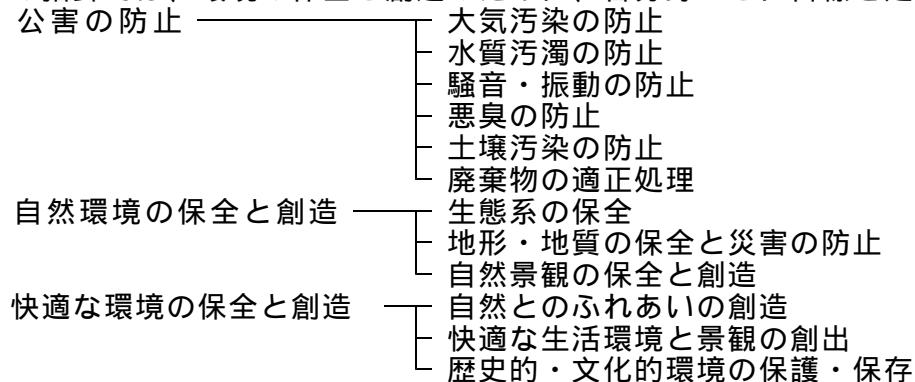
(3) 基本目標及び理念

この指針では、21世紀初頭を展望し、「環境にやさしい愛媛づくり」を基本目標に掲げ、次の5つを基本理念としている。

- 健康で住みよい生活環境の確保（公害の防止）
- 自然と人との豊かなふれあいの確保（自然環境の保全と創造）
- 調和のとれた快適で美しい地域づくり（快適な環境の保全と創造）
- 環境にやさしい実践行動の促進（環境保全行動の促進と支援）
- 地球環境に配慮する社会づくり（地球環境保全への貢献）

(4) 環境の保全と創造

この指針では、環境の保全と創造のために、各分野ごとに目標を定めている。



(5) 指針が示している県民・事業者・行政の役割

県民

環境に負荷をかけないライフスタイルを意識する等、身近な家庭からの行動が大切であり、地域の環境特性に配慮した環境づくりに努める等、積極的に行行政、事業者との連携を図り、環境保全活動に参加することが望まれる。

事業者

事業者は、計画、事業実施等を進めるに当たっては、地域の環境との調和が図られるよう地域の環境特性に十分配慮し、地域の安全性の確保等、快適な環境づくりにも貢献していくことが期待される。

市町村

指針の効果的な推進を図るため、県民、事業者、市町村に対し、指針の普及啓発を行うとともに、住みよい環境づくりのための必要な支援等を行うものとする。

市町村

地域の実情に応じた環境の保全、創造、利用の各種環境施策を総合的に推進するとともに、住民や事業者等への啓発や支援等に努めるものとする。

環境の保全と創造

本県の環境の現況と課題を踏まえて、「環境にやさしい愛媛づくり」を進めるために、各分野ごとに目標を定め、目標を達成するために基本方針と指針を明確にしている。



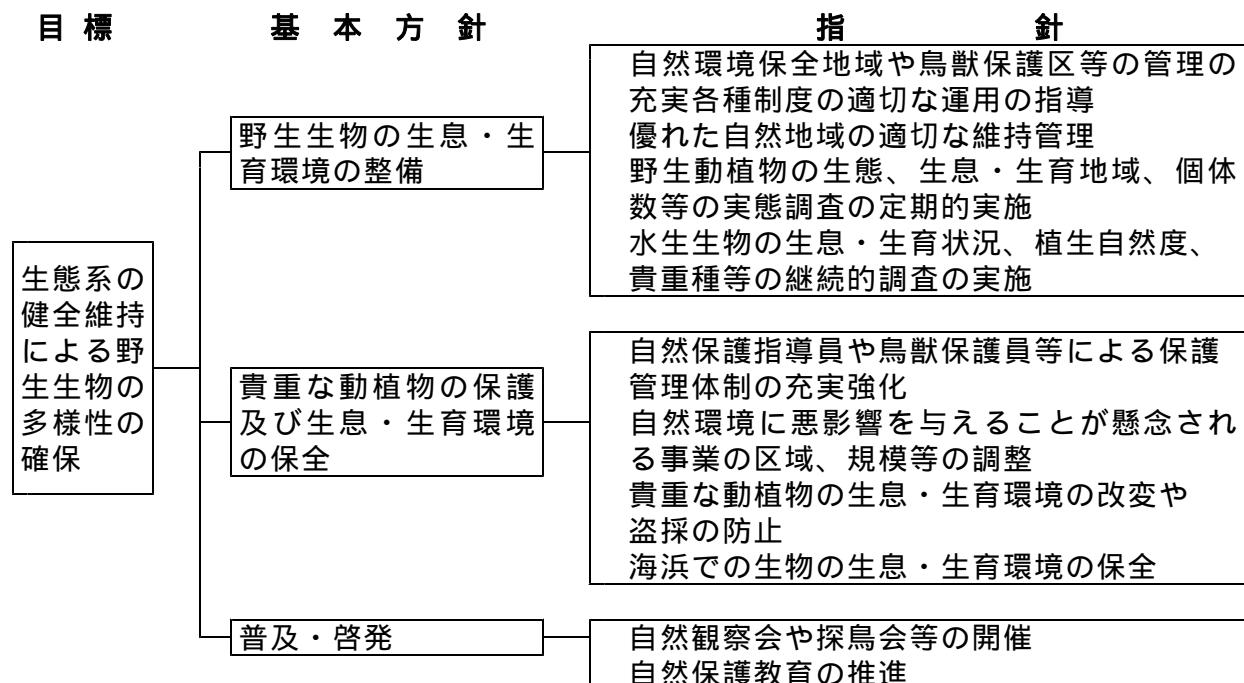
生態系の保全

(目標)

生態系の健全維持による野生生物の多様性の確保

(基本方針)

- 開発及び経済活動による動植物への影響を防止し、不法な採集等による貴重種の消滅・減少を防止するとともに、生息・生育環境の保全に努める必要がある。
- 野生生物の生息・生育環境の整備に努める。
- 貴重な動植物の保護及び生息・生育環境の保全を図る。
- 自然に親しむための普及啓発を図る。



(指針)

野生生物の生息・生育環境の整備

- 原生的自然の保全に努め、野生動植物が生息・生育する森林や緑地の保全を図るため、自然環境保全地域や鳥獣保護区等の管理を充実するとともに、各種制度の適切な運用の指導に努める。
- 優れた自然環境を有する地域は、自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区、天然記念物等に指定し、適切な維持管理に努める。
- 野生動植物の生態、生息・生育地域、個体数等の実態調査を定期的に実施し、情報の整理、解析を行い、その保護に努める。
- 水生生物の生息・生育状況、植生自然度、貴重種等の調査を継続的に行い、環境の変化や分布状況の把握に努め保全を図る。

貴重な動植物の保護及び生息・生育環境の保全の推進

- 自然保護指導員や鳥獣保護員等による保護管理体制の充実強化を図り、昆虫類や魚類等の小動物や鳥類等の適切な保護、生息環境の保全に努める。
- 貴重な動植物の生息・生育環境に悪影響を与えることが懸念される事業の実施については、区域や規模等の調整に努める。
- 貴重な動植物の生息・生育環境の改変や盗採の防止に努め、普及啓発活動及び監視活動の強化を図る。
- 海浜における生物の生息・生育環境の保全に努める。

普及・啓発

- 自然観察会や探鳥会等自然と親しむ機会を積極的に創出するとともに、地域における活動に対し積極的に支援を行う。
- 教材やパンフレットの作成・配布、勉強会の開催等自然保護教育の充実を図る。

地形・地質の保全と災害の防止

(目標)

貴重な地形・地質の保全と災害の防止

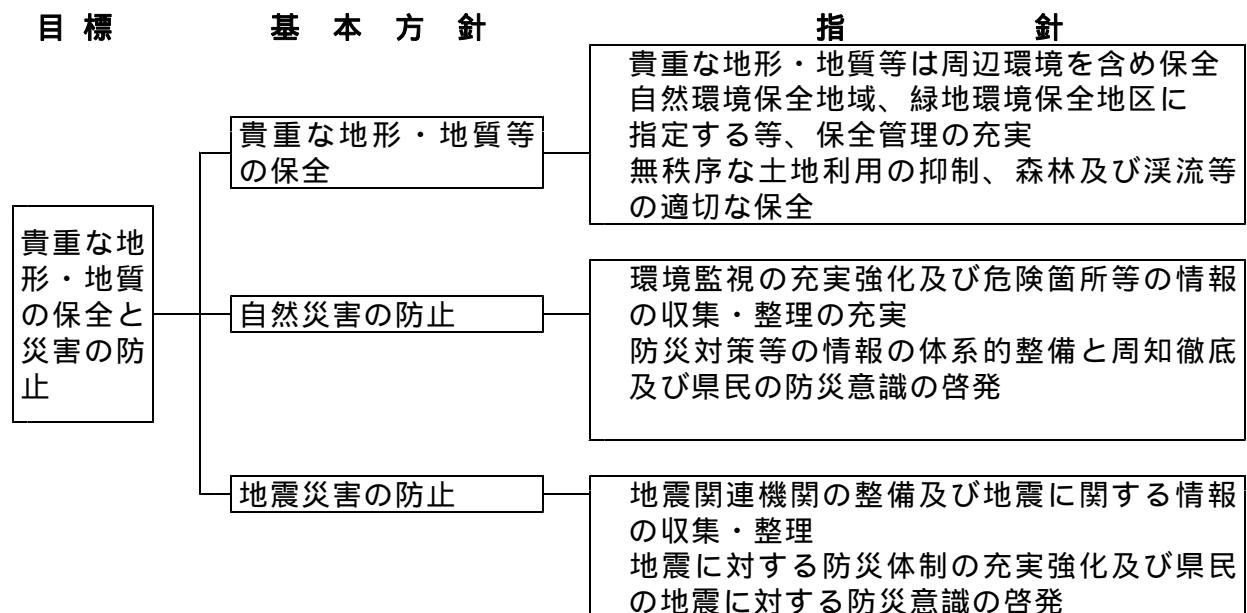
(基本方針)

愛媛県は、山地性の複雑な地形や断層の多い地質の特質から、山地景観及び海岸景観等に優れたものが多く、また貴重な地形・地質も多く存在するが、砂防指定地等の危険箇所も広く分布しているので、自然災害や地震災害の防止に努めるとともに、防災都市づくり等諸条件を考慮して安全で良好な環境の保全を図る必要がある。

貴重な地形・地質等は、周辺環境も含め保全を図る。

自然災害の防止のため、環境監視及び情報の収集・整理の充実強化を図る。

地震に関する調査研究機関の整備及び防災体制の充実強化を図る。



(指針)

貴重な地形・地質等の保全

- ・貴重な地形・地質及び特異な地形・地質は、その形態等が損なわれないよう地域特性に配慮し、周辺環境も含めた保全に努める。
- ・貴重な地形・地質及び特異な地形・地質を保全するため、自然環境保全地域や緑地環境保全地区に指定する等、保全管理の充実を図る。
- ・地域の自然条件を考慮し、無秩序な土地利用の抑制、森林及び渓流等の適切な保全管理等を推進し、特異な地形・地質の保全を図る。

自然災害の防止

- ・自然災害を防止するために、環境監視の充実強化を図るとともに、土地の安定性や危険箇所に関する情報の収集・整理の充実を図る。
- ・各種開発の計画段階における防災対策等の情報を体系的に整備するよう努めるとともに、県民の防災意識の啓発を図る。

地震災害の防止

- ・地震予知の技術手法確立のために、地震観測所等の関連機関を整備し、地震に関する情報の収集・整理の充実を図る。
- ・震災に強いまちづくりのために、防災体制の充実強化を図るとともに、パンフレットや宣伝カーの呼びかけ等による県民の地震に対する防災意識の啓発を図る。

自然景観の保全と創造

(目標)

個性のある自然景観の保全と創造

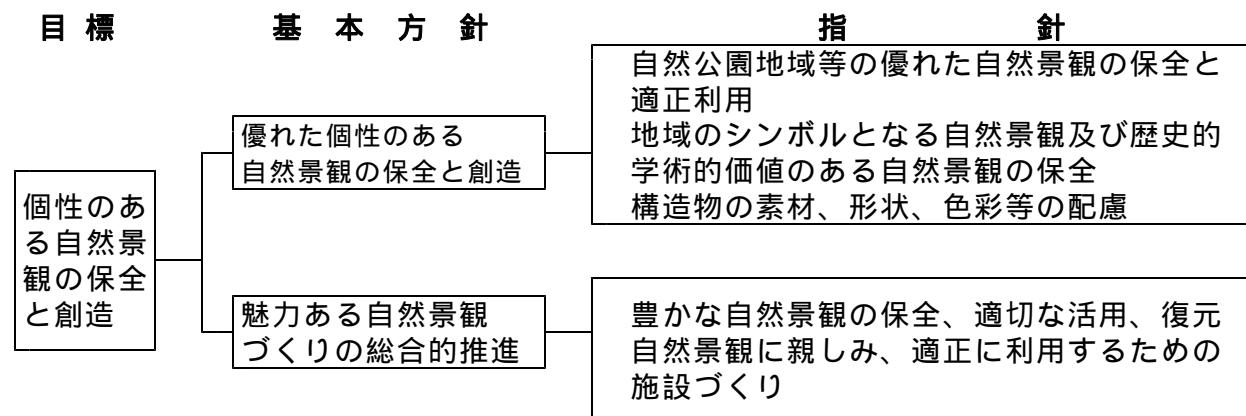
(基本方針)

愛媛県は、長い海岸線と多くの島しょを持ち、また内陸部には石鎚山を中心とする四国山地があって、海岸景観、山地景観に優れたものが多くみられる。

この優れた自然景観が、開発等によって損なわれないよう保全に努めるとともに、構造物の素材、形状、色彩の配慮、適正な利用について、県民への普及啓発が必要である。

優れた個性のある自然景観の保全と創造を図る。

良好な魅力ある自然景観づくりの総合的推進を図る。



(指針)

優れた個性のある自然景観の保全と創造

- ・自然公園地域等の優れた自然景観については、その保全に努めるとともに、その適正利用の普及啓発を図る。
- ・地域のシンボルとなる自然景観や歴史的、学術的価値のある自然景観は周辺環境を含め保全に努める。
- ・山地や河川、海岸の利用にあたっては、構造物の素材、形状、色彩等が周辺景観に調和するよう配慮し、自然景観が適切に保全されるよう指導の強化を図る。

魅力ある自然景観づくりの総合的推進

- ・豊かな自然景観は積極的な保全に努めるとともに、地域における適切な活用や復元等の指導強化を推進する。
- ・優れた自然景観に親しみ、適正に利用するための施設づくりを推進する。

自然とのふれあいの創造

(目標)

水と緑にふれあう環境づくり

(基本方針)

人々が身边にふれあえる緑、河川、海浜を保全し、安心して楽しめる環境づくりを推進する必要がある。

都市部及びその周辺地域において、開発による樹木や緑地の減少を防止し、オープンスペースの緑化を推進する必要がある。

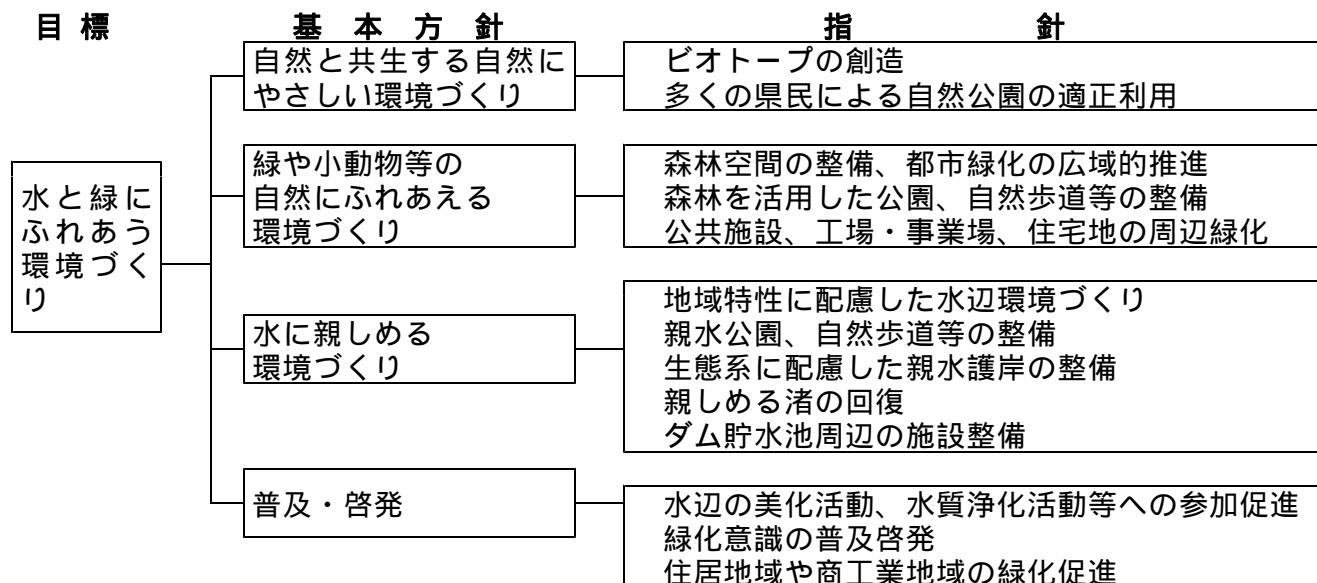
親水護岸の設置や水質汚濁の改善等により水辺への親しみを回復するとともに、親水公園やレジャー施設等の水辺環境の整備を推進する必要がある。

自然との調和をめざし、自然と共生する自然にやさしい環境づくりの推進を図る。

緑や小動物等の自然にふれあえる環境づくりの推進を図る。

水に親しめる環境づくりをめざし水辺環境の整備に努める。

うるおいとやすらぎのある地域づくりの普及啓発を図る。



(指針)

自然と共生する自然にやさしい環境づくり

- ・自然との調和をめざし、ビオトープ(動植物が生息・生育できる空間)の創造に努める。
- ・多くの県民による自然公園の適正利用をめざし、各種施設の整備、清掃・美化を推進する。

緑とふれあえる環境づくり

- ・豊かな緑にふれあう地域づくりをめざし、森林空間の整備、街路樹の整備をはじめ都市緑化を広域的に推進する。
- ・自然とのふれあいの場として森林を活用した公園や自然歩道等の施設整備に努める。
- ・学校等の公共施設、工場・事業場とともに住宅地においても周辺緑化を促進し、日常生活の中で自然とふれあえる場づくりに努める。

水と親しめる環境づくり

- ・河川、湖沼、海浜等においては、自然環境の保全及び地域特性に配慮した水辺環境づくりに努める。
- ・自然とのふれあいの場として河川、湖沼、海浜を活用した親水公園や自然歩道等親水空間の施設を整備する。
- ・河川、海岸等の整備にあたっては、生態系に配慮した親水護岸等、多自然型工法を取り入れた環境整備を推進する。
- ・親しめる渚の回復をはかるため、生態系の回復と人工海浜の整備に努める。
- ・ダム貯水池周辺において、自然環境の保全を図るとともに、県民の憩いの場としての施設整備や緑化環境整備を推進する。

普及・啓発

- ・地域における水辺の美化活動や水質浄化活動等環境美化への参加促進を図る。
- ・緑化意識の普及啓発を図り、地域に浸透した緑化運動が広域的に展開されるよう支援を図る。
- ・住居地域や商工業地域等の民有地における緑化について普及啓発を行い、うるおいとやすらぎのある美しい街並みづくりを推進する。

快適な生活環境と景観の創出

(目標)

豊かで個性ある生活環境と良好で調和のとれた景観づくり

二〇一〇年

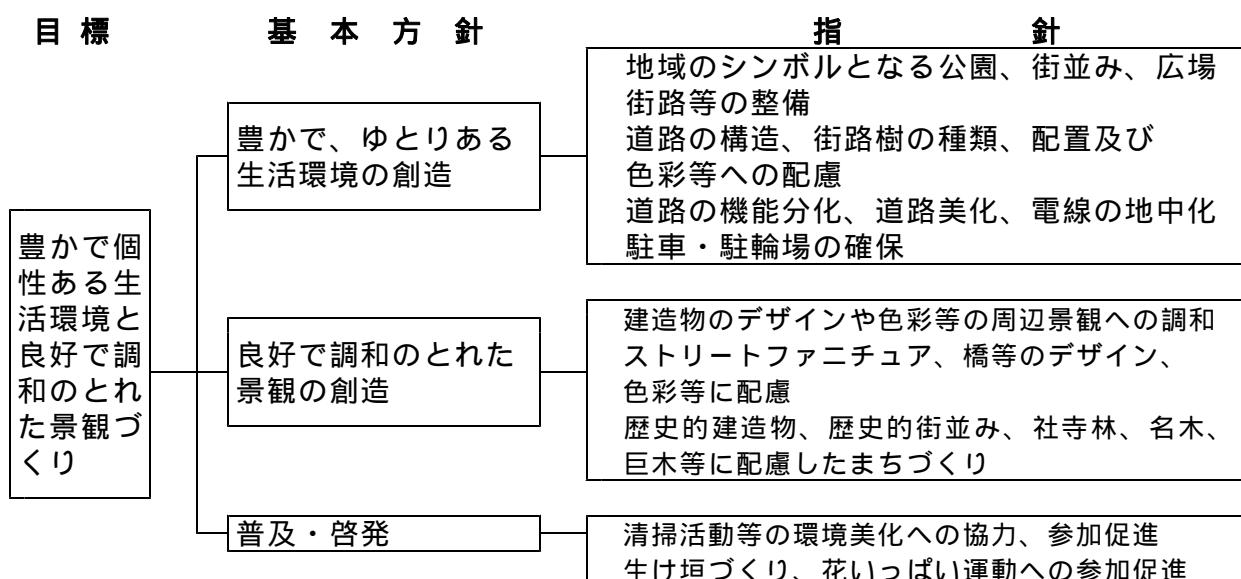
都市公園や社寺林等は散策や憩いの場としてだけでなく、鳥類や昆虫類の生息場所や渡り鳥の休息地となっている場合があり、人々がそれらの小動物とふれあえる場ともなっている。

豊かでうるおいのある生活環境を創出するために、緑地や都市公園の整備とともに、住民に魅力のある街並みの整備を進める必要がある。

個性的な地域環境を活用し、豊かで、豊かな生活環境の創造の推進を図る。

地域特性を活かし、良好で調和のとれた景観の創造の推進を図る。

環境美化の普及啓発を図る。



(指針)

豊かでゆとりのある生活環境の創造

- ・地域特性を活かし、地域のシンボルとなる公園、街並み、広場等の整備を図り、豊かでゆとりある生活環境づくりを推進する。
 - ・多くの住民が利用し、集まる地域については道路の構造、街路樹の種類、配置、色彩等に配慮し、うるおいのある都市環境の創造に努める。
 - ・個性的で魅力のある都市環境の創出を図るため、道路の機能分化、道路美化、電線の地中化、駐車・駐輪場の確保等に努める

良好で調和のとれた景観の創造

- ・地域の建物や大きな建造物については周辺の景観と調和したデザインや色彩等に配慮する等、良好な景観の形成に努める。
 - ・ベンチ、電話ボックス等のストリートファニチュアや橋等のデザイン、色彩等に配慮し、良好な景観の形成に努める。
 - ・歴史的建造物、歴史的街並み、社寺林、名木、巨木等に配慮したまちづくりを推進する。

普及・啓発

- ・身近な道路、河川、公園等の清掃活動等環境美化の普及啓発を行い、快適な生活環境の確保に努める。
 - ・住宅周辺の生け垣づくり、花いっぱい運動への参加等、身近な快適環境創造への参加促進に努める。

歴史的・文化的環境の保護・保存

(目標)

歴史・文化の薫る環境づくり

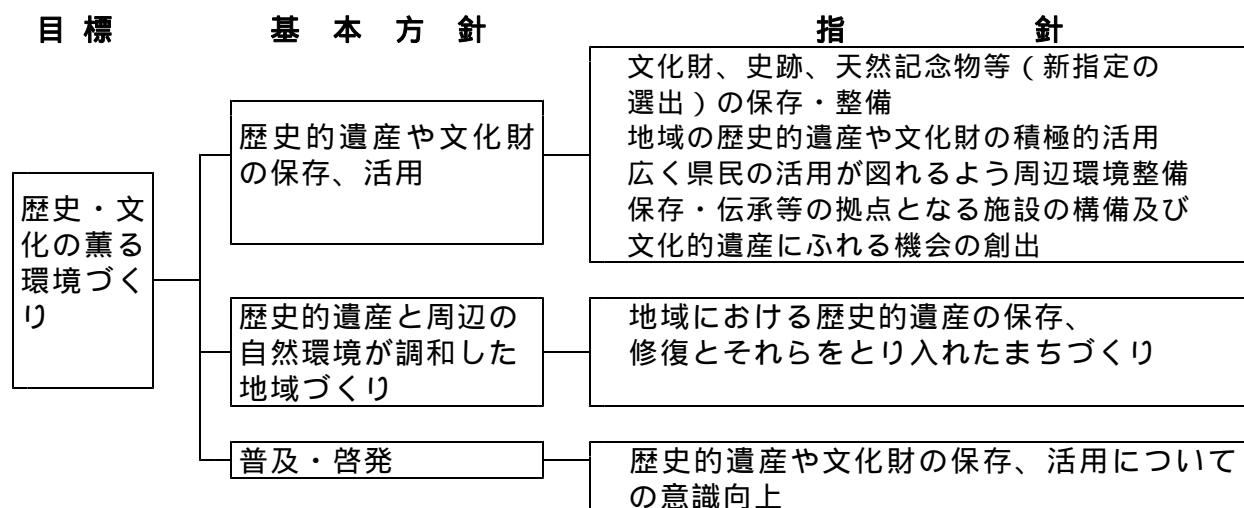
(基本方針)

本県に多数分布するすぐれた文化財を保護・保存し、次世代へ継承することが必要である。また、文化財を広く県民が活用し、身近に接することができるよう周辺環境や情報を探査することが必要である。

歴史的遺産や文化財の保存、活用を図る。

歴史的遺産と周辺の自然環境が調和した地域づくりの推進を図る。

歴史的・文化的な地域づくりの普及啓発を図る。



(指針)

歴史的遺産や文化財の保存、活用

- ・文化財、史跡、天然記念物等歴史的・文化的に価値の高い環境資源の保存・整備に努める。
- ・地域の歴史的遺産や文化財にシンボル的な役割を持たせる等、地域特性を活かした積極的な活用を図る。
- ・歴史的遺産や文化財は広く県民の活用が図れるよう、周辺環境の整備に努める。
- ・歴史的遺産や文化財の保存・伝承等の拠点となる施設の整備を推進するとともに、多くの県民が歴史的遺産や文化財にふれる機会の創出に努める。

歴史的遺産と周辺環境が調和した地域づくりの推進

- ・地域において親しまれてきた旧街道、城跡、社寺、道標、土塹、石垣等について、保存、修復を行い、歴史的・文化的なまちづくりを推進する。

普及・啓発

- ・歴史的遺産や文化財の保全、活用についての意識向上を図るため普及啓発に努める。

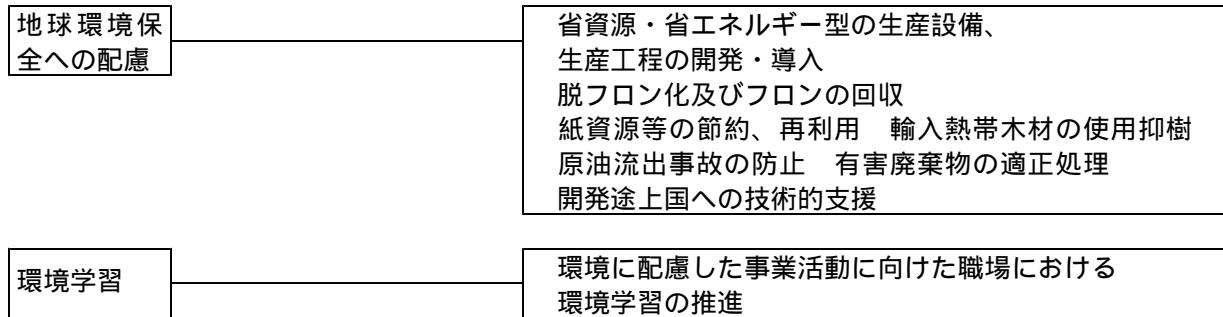
環境にやさしい行動

本県の優れた環境を保全し、さらに快適な環境を創造するためには、県民、事業者、行政がその役割や行動の意義を十分理解して、それぞれの立場から自主的、積極的に環境にやさしい行動を起こすことが求められている。

事業者(事業活動)

事業者は経済活動の中で大きな部分を占めており、事業活動に起因する環境への負荷も大きいが、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動を見直し、環境への負荷を低減させるために、様々な事業活動において、その能力を活かした自主的、積極的な行動が期待されている。

分 野	項 目	事 業 者 の 行 動
公害の防止	大気汚染の防止	良質燃料の使用、ばい煙処理施設の設置 物資輸送の効率化 有害化学物質の適正使用 工場・事業場周辺の緑化
	水質汚濁の防止	工場排水処理の徹底 水の循環再利用 源流域での水質汚濁防止配慮 地下水汚染の防止
	騒音・振動の防止	低騒音型機器の導入 緩衝空間の確保 遮音性の高い施設構造の導入
	悪臭の防止	畜舎の清掃、ふん尿の適正処理等 製造加工工程の改良、発生源の密閉化、脱臭装置の設置等
	土壤汚染の防止	有害化学物質未規制化学物質等の適正な保管、 取扱い、処理の実施
	廃棄物の適正処理	廃棄物処理計画の策定 廃棄物処理体制の整備 減量化、資源化の推進 廃棄物処理技術の研究・習得
自然環境の保全と創造	生態系の保全	貴重な動植物の保存に配慮 哺乳類、鳥類、昆虫類等の生態系への配慮 水生生物への配慮
	地形・地質の保全と災害の防止	貴重な地形・地質及び特異な地形・地質の保全 自然地形を生かした開発 自然災害の防止
	自然景観の保全と創造	自然景観の保全に配慮した開発計画 構造物の素材、形態、色彩等の配慮
快適な環境の保全と創造	自然とのふれあいの創造	自然環境の保全に配慮した開発計画 緑地の保全、オープンスペースの確保 親水護岸の設置
	快適な生活環境と景観の創出	社寺林、名木、巨木等の保全に配慮した開発 構造物の素材、形態、色彩等を周辺都市景観に 調和するよう配慮
	歴史的・文化的環境の保護・保存	歴史的建造物や街並みの保全に配慮した開発



自然環境の保全と創造

生態系の保全

貴重な植物種が存在する地域の開発を実施する場合は、生育環境の保全に配慮する。
開発時には、生態系の維持に配慮した計画を策定し、哺乳類、鳥類、魚類、昆虫類等身近な動物生態系の保全に努める。
河川改修、港湾整備その他水辺で事業を行う際には、現存する水生生物の保全に努めるとともに、地域に合った生態系を回復するため、水辺の緑化、漁礁の設置等に配慮する。

地形・地質の保全

貴重な地形・地質及び特異な地形・地質については形態が損なわれないよう地域特性に配慮した開発計画を策定する。
地域で古くから親しまれている山や川、谷、丘陵等の地形的要素は極力保全するように努めるとともに、開発に際しては、これらの地形を生かすよう配慮する。
危険箇所等の情報整理とともに防災計画を策定し、自然災害の防止に努める。

自然景観の保全と創造

自然景観の保全に配慮した開発計画の策定に努める。
自然景観のすぐれた地域で開発を行う場合は、構造物の形態、色彩等が、周辺の自然景観に調和するように配慮する。

快適な環境の保全と創造

自然とのふれあいの創造

自然環境の保全に配慮した開発計画の策定に努める。
開発時には、緑地を保全するとともに、自然に親しめるオープンスペースの確保に努める。
河川改修、港湾整備その他水辺で事業を行う際には、親水護岸の設置に努める。

快適な生活環境と景観の創出

開発時には、豊かな緑の保全とともに社寺林、名木、巨木等地域のシンボルとなる樹林の保全を図る。
工場・事業場等の敷地や、周辺の緑化を図る。
構造物の素材、形態、色彩等が周辺都市景観に調和するよう配慮し、調和のとれた景観の創出に努める。

歴史的・文化的環境の保護・保存

歴史的建造物や由緒ある街並み等の保全に配慮した開発計画を推進する。

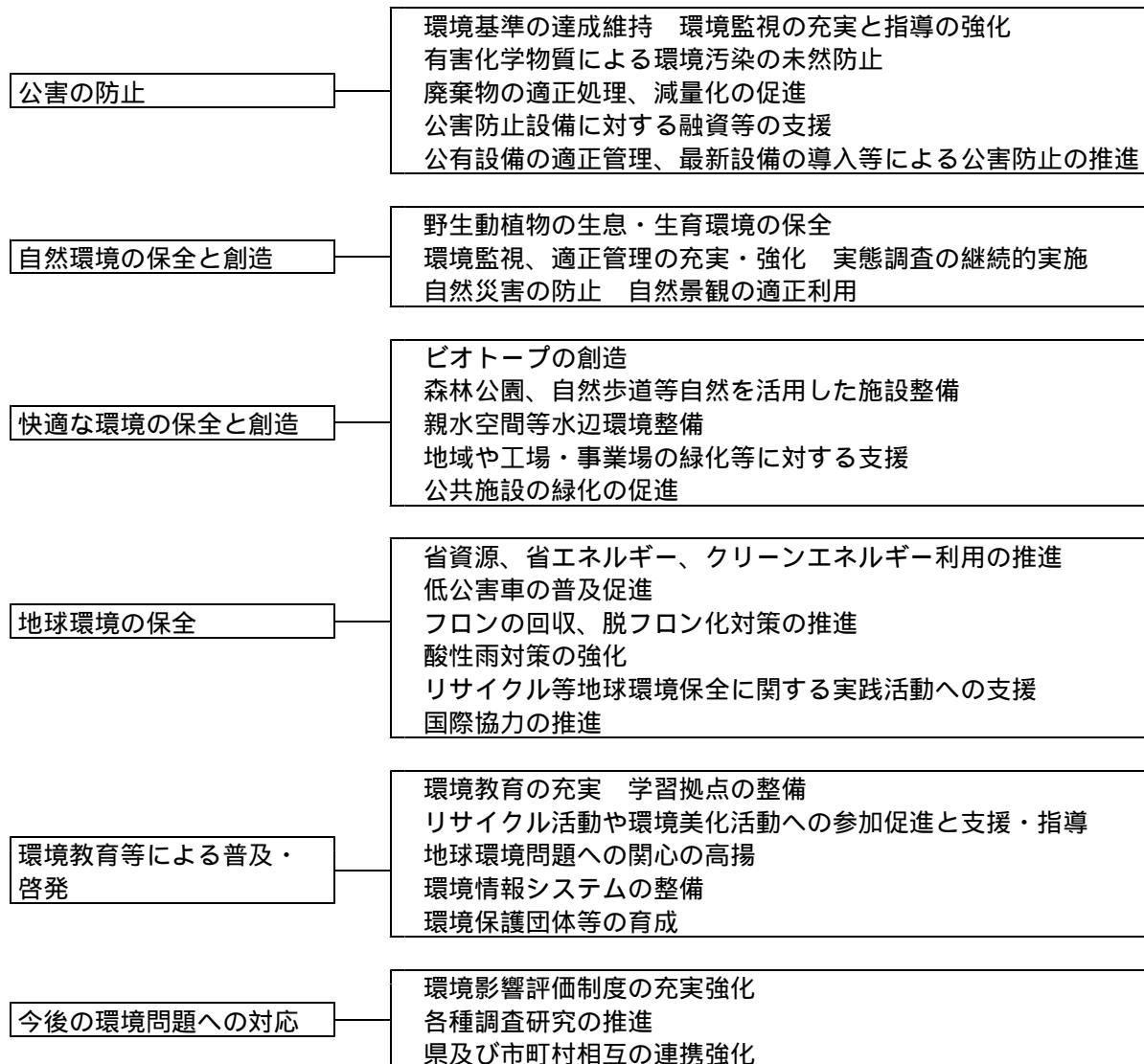
行政

行政は、地域社会全体として環境が保全されるよう指針に基づき、各種の施策を計画的・総合的に実施し、環境保全に対する基盤づくりを推進するとともに、県民や事業者の自主的、積極的な環境保全に対する行動を支援する。

また、行政自身も環境への負荷を低減する行動を率先して実行する。

分 野

行政の行動



(1)公害の防止

環境基準について、未達成項目の早期達成並びに達成項目の維持を図るため、環境監視の充実と適切な指導の強化等により、環境の計画的管理を行うとともに、有害化学物質対策や廃棄物対策を促進する等、公害防止対策を計画的に推進する。また、公害防止について、県民や事業者の取り組みを誘導するとともに公害防止施設に対する融資等の支援を行う。

行政が使用する設備について、適正管理や優良設備の積極的導入を図る。

(2)自然環境の保全と創造

野生動植物の保護と生息・生育環境の保全、環境監視及び適正管理の充実強化・野生動植物の生態、個体数等、特異な地形・地質等自然環境の実態調査の継続的実施等により自然環境の計画的、総合的保全、管理を行うとともに、自然災害の防止、また県民による自然景観の適正利用等を推進することにより、県民の自然環境保全への理解を深め、環境保全施策の総合的展開を図る。

(3) 快適な環境の保全と創造

河川・海岸・公園等の整備にあたっては、ビオトープの創造に努め、森林公園や自然歩道等の自然を活用した施設及び河川・ダム周辺・海辺を利用した親水空間の整備等自然とふれあえる場の形成を図るとともに、都市におけるうるおいのある生活空間の形成、歴史的遺産や文化財を生かした地域づくりを推進する。

また、地域や工場・事業場の緑化活動等への支援や、公共施設の緑化等を促進する。

(4) 地球環境の保全

省資源、省エネルギー・クリーンエネルギーの利用、低公害車の普及等の推進により、二酸化炭素の排出量抑制を図るとともに、オゾン層を保護するためのフロンの回収、脱フロン化並びに酸性雨対策等、地球環境の保全に貢献する施策の推進を図る。

また、地球環境保全に対する県民や事業者の積極的な取り組みを誘導するとともに、リサイクル活動等への支援を行う。

(5) 環境教育等による普及・啓発

環境の保全は県民・事業者の協力が不可欠であることから、環境教育を充実させる必要があり、県民、事業者の環境学習を支援、促進するため、学習拠点の整備を図るとともに、講演会、シンポジウム等の開催、学習ビデオやパンフレットの作成等様々な手段で環境問題の普及啓発に努める。

ことに環境問題は、幼児期より継続的に学習することが必要であり、学校をはじめ人生の各段階で学習機会の提供を推進する。

また、環境に関する各種情報を収集・整理し、データベース化して、県民、事業者等に提供する環境情報システムの構築を図る。

これらの環境教育や環境学習の推進、環境情報の提供等により、県民や事業者の自主的・積極的な環境保全活動を支援するとともに環境保護団体等の育成にも努める。

(6) 今後の環境問題への対応

大規模開発等についての環境影響評価制度の充実強化を図るとともに、未規制化学物質の分析法等各種の調査研究を推進する。

また、地域に密着した、広域的な環境行政を実施するため、県及び市町村相互の連携の強化に努める。